

保護者様

大阪市教育委員会
大阪市立鷺洲小学校
校長 川西 邦彦

非常変災時等の措置の改定について(保存版)

令和8年5月29日より、気象庁による新たな防災気象情報が運用され、この運用により、従来の「警報」と「特別警報」の間に、より避難の必要性が高い「危険警報」が新たに位置付けられます。

つきましては、次のとおり、これまでの非常変災時等の措置の一部を改定しますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

ア 気象庁より、大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が発表された場合。(河川氾濫に係る警報等は、市町村ごとではなく、指定された河川ごとに発表されるので従来どおり「イ」の措置基準に準じる)

イ 大阪市(大阪市長)より、所在する区のいずれかの地域において、河川氾濫の「警戒レベル3(高齢者等避難)」、「警戒レベル4(全員避難)」の発令があった場合。

なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報ではなく、大阪市(大阪市長)が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

○大阪市 HP(発令した場合、トップ画面に表示されます)

○おおさか防災ネット(メール登録もできます)

○大阪市危機管理室 X

○LINE 大阪市公式アカウント

○防災スピーカー(発令した場合、放送が流れます)

○緊急速報メール(受信できない機種もあります)

※地震発生時と同様にメールが自動的に配信されます。

※登録等の設定は必要ありません。

「大阪 880 万人訓練」と同様の
放送とメール配信があります。

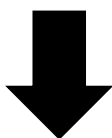
ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。

※ 児童が登校している場合や始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と保護者等の在宅を確認したうえで、引渡しもしくは教職員が引率等を行い下校させます。ただし、校区内に「警戒レベル4(全員避難)」の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。

学校で待機後、保護者の方への引き渡しの場合

児童が学校で待機する時

1. 左記の休業時で、すでに登校した場合
2. 授業開始後に、左記の「臨時休業の基準 ア～エ」のいずれかが発令された場合
3. 鷺洲地域を含む地域に局地的な豪雨・雷・災害などが発生した場合
4. 通学路に危険があると判断される場合



保護者の方へ引き渡し

- 局地的な豪雨のように、時間が経過すれば収まる場合は、安全が確認できてから、一斉下校または学年ごとに下校させます。
- 原則、個人カードに記載された方にのみ、お子様を引き渡します。(スムーズな引き渡しを行うためにも、お子様の所属する学年・組・地区別班の番号など必要なことを把握しておいてください。)
- 保護責任上、近隣の方や友だちのご家庭にひきとっていただくことはできませんが、やむを得ない場合はご連絡ください。

- ※ 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるかについて、事前にご家庭で話し合っておいてください。
- ※ 電話によるお問い合わせは、ご遠慮ください。
- ※ 学校が臨時休業の場合、いきいき活動も中止になります。

これらの対応はあくまでも原則です。停電でメールやホームページが使えない、

あるいは、「ミマモルメ」のサーバーが込み合って送受信がうまくいかないといった場合も考えられます。学校では、子どもの安全確保を第一に考えて、状況判断し、対応します。